

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1272号)

平成26年7月24日

横情審答申第1272号

平成26年7月24日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成25年12月24日鶴戸第1231号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定年月日に特定個人Aから請求のあった「本籍横浜市鶴見区特定住所特定個人B」の告知書に係る戸籍証明等請求書」の個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「特定年月日に特定個人Aから請求のあった「本籍横浜市鶴見区特定住所特定個人B」の告知書に係る戸籍証明等請求書」の個人情報非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「特定年月日に特定個人Aから請求のあった「本籍横浜市鶴見区特定住所特定個人B」の告知書に係る戸籍証明等請求書」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成25年10月21日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報については、異議申立人（以下「申立人」という。）本人の情報ではなく、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第20条に定める本人開示請求権を有するとは認められないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

本件請求は、特定個人Aが提出した戸籍証明等請求書という特定個人Aの個人情報の開示を求めるものである。したがって、本人開示請求者本人以外の第三者の情報の開示を求めるものであって、本人開示請求者本人の情報の開示を求めるものではないため、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消す、との決定を求める。
- (2) 本件処分の根拠適用について、本人開示請求者以外の第三者の情報提供等はできないと規定されている。個人情報保護法の目的は、その個人の権利利益を保護し、その権利が侵害されることが無いように規定されている。しかしながら、この規定は、本人が生存する場合に原則適用される規定であり、本人である特定個人Bが死去しているため、本人の権利利益が侵害されるおそれは無く、その権利は直系の相

続人が代理請求できる法体系となっている。更に、条例の解釈・運用の手引第20条の運用編で死者への請求は本人以外の他人には認められないと規定しているにもかかわらず、特定個人Aが請求して、戸籍資料を発行している。例外規定があり「相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報」が文書化されている。現在家庭裁判所にて遺産相続係争が発生しており、この裁判の正しい進捗を図るべく、速やかに本件請求内容の開示を要請する。

- (3) 本件処分の理由について、条例第20条第1項を適用し本人開示請求者以外には開示できないことに異論はない。個人情報保護法は、その個人の権利利益を保護し、その権利が侵害されることで身体的かつ金銭的に大きな損害を防止する目的から制定された。しかしながら、申立人は特定個人Aを出生してから結婚するまで知っており、特定個人Aの個人情報を承知済みである。申立人の目的は戸籍証明の作成申請者を正確に確認することであり、特定個人A自身の個人情報を得ることではない。特定個人Aの個人情報に抵触する理由や根拠が該当しない。

5 審査会の判断

(1) 本件個人情報について

告知書とは、戸籍又は除籍が震災、火災等により焼失し、戸籍又は除籍の再製が行われていないか、又は再製が困難なため戸籍謄本等の証明が交付できない旨の証明である。

本件個人情報は、特定年月日に特定個人Aが請求した特定個人Bの告知書に係る請求書である。なお、申立人から提出された書類によれば、特定個人Aは申立人の姪であり、特定個人Bは申立人の亡母であるとのことである。

(2) 本人開示請求権について

ア 本件請求は、特定個人Aが実施機関に提出した告知書に係る請求書について、申立人が開示を求めたものである。そうすると、本件個人情報は特定個人Aの個人情報であり、申立人の個人情報として本人開示請求の対象とはできない情報である。

イ また、申立人は本件個人情報について申立人の亡母である特定個人Bに係る個人情報であり、死者の個人情報であっても、それが同時に本人開示請求者本人の個人情報に該当し、本人開示請求制度の例外として申立人自身にも開示請求権が認められるべきである旨を主張しているが、特定個人Bの個人情報が申立人本人の個人情報に該当するような事情は認められない。

ウ したがって、本件個人情報、申立人の個人情報として本人開示請求の対象とはできない情報である。

エ なお、本件請求に係る個人情報本人開示請求書の記載内容は、特定個人Aを名指しして、当該個人が実施機関に提出した際の告知書に係る請求書を求めているものとなっている。このことにつき、実施機関に確認したところ、申立人は、特定個人Aが取得した告知書の写しを提示し、本件請求を行ったとのことである。

しかしながら、本件請求は、特定個人Aという条例第22条第3号により非開示とすべき個人情報を求める本人開示請求であることに変わりはなく、本来であれば、請求の対象となる保有個人情報の存否を答えるだけで非開示情報を明らかにすることになるとして、存否応答拒否を検討すべきものであった。

今後、実施機関におかれては、開示請求等に係る事務手続を慎重に行うよう望むものである。

(3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求について、申立人が本人開示請求権を有するとは認められないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成25年12月24日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成26年1月16日	・異議申立人から意見書を受理
平成26年1月16日 (第167回第三部会) 平成26年1月23日 (第241回第一部会) 平成26年1月24日 (第248回第二部会)	・諮問の報告
平成26年5月22日 (第248回第一部会)	・審議
平成26年6月12日 (第249回第一部会)	・審議
平成26年6月26日 (第250回第一部会)	・審議